

第3章 基本方針

1. 景観づくりの基本方針

良好な景観づくりは、様々な主体がそれぞれの役割に応じ、主体的・積極的に取り組むべきものです。このため、第2章に定める基本目標に向かって、景観の特性や課題を踏まえた以下の方針を共有し、実践していく必要があります。

(1) 歴史的景観

歴史的景観の保全・活用

史跡、名勝、文化財をはじめ、古墳、社寺、古道・街道、歴史的な街並み・集落、近代化遺産などは、地域の歴史文化、伝統を現在に伝え、地域の個性となっています。そのため、歴史的な景観については、その魅力をさらに向上させ、未来に継承することが重要です。歴史文化遺産が地域の活力の源として地域住民に認識され、その周辺地域も含めた景観を奈良固有の歴史的景観として保全・再生することを基本とし、住民の生活環境の向上と観光資源としての魅力向上を図る景観づくりを進めます。

特に、世界遺産は、全ての人々が共有し、未来の世代に引き継いでいくべき人類共通の宝物です。本県の3つの世界遺産及び周辺区域を保全するとともに、観光立県、観光立国のために最大限活用するよう、積極的な景観づくりを進めます。

(2) 眺望景観

優れた眺望の保全・活用

大和平野地域においては、「青垣」に四周を囲まれた盆地部の市街地や沿道、集落においても、「青垣の感じられる景観づくり」を進めることを基本とします。また、「青垣」を骨格として「山の辺」の丘陵地そして条里制を基礎として形成された田園へとつながる地形特性に、社寺などの貴重な景観資源や市街地・集落が一体となった眺望の保全を基本とし、山々の稜線の保全と都市の集積による建築物群のスカイラインの整序を図ります。

大和高原地域と五條・吉野地域においては、のどかに広がる高原の眺望や山岳と溪谷が形作る雄大な自然の眺望、また山頂や参詣道などの「高み」からの眺望の保全を基本とします。

また、優れた眺望の保全とともに、視点場としての整備を進めることにより、観光資源としての魅力向上にも活かします。

(3) 市街地・沿道景観

① 市街地景観の整備・整序

市街地における景観づくりは、奈良の持続的な発展のためには不可欠な要素です。市街地は多くの人々の暮らしの場であり、身近な景観であるため、周辺の歴史的・伝統的な景観資源や緑に代表される自然環境との調和を保ちながら、地域の個性に応じた魅力ある市街地景観を形成することを基本とします。また、市街地には周辺の田園や街並みを通し、その背景となる山並みへの眺望が楽しめる場が存在するため、このような眺望に配慮した景観づくりを進めます。

駅周辺を中心市街地においては、街並みの連続性とゆとりある空間や緑を確保するとともに、歩行者への配慮や賑わいの演出を行い、地域の玄関口としてふさわしい魅力的な景観づくりを進めます。

住宅地においては、最も身近な景観づくりの場であり、緑豊かなゆとりと潤いを感じられる良好な景観づくりを進めます。

工業地においては、建物の規模が大きく、景観に大きな影響を与える可能性があるため、緑化による修景を行うなど周辺に配慮した景観づくりを進めます。

公共施設の整備は景観づくりの先導的な役割を果たすべきであり、特に、面的整備を実施する地区にあっては、その整備と一体的に良好な景観づくりを進めます。

②沿道景観の整備・整序

道路は県民生活や産業活動を支え、都市の発展の基盤であるとともに、景観を形成する上で重要な要素です。そのため、道路の整備にあたっては、自然の地形、周辺の景観資源に配慮するとともに、沿道の建築物や広告物などと一体となった景観づくりへの取組が必要です。

沿道の景観づくりにおいては、沿道の土地利用や道路の特性に応じて、建築物や広告物などの景観誘導を図ることを基本とします。道路は、遠景の眺望対象を望みながら視点場が移動する場であることから、視点場と視対象の両方の性質を持つため、遠景にある道路軸線方向の「青垣」をはじめとする山並みなどの眺めを活かす景観づくりを行うとともに、視点場としての街並みを整えることも必要であり、連続的な視点に配慮した景観づくりを進めます。

特に幹線道路沿道にあっては、県と市町村が連携して景観づくりに取り組むことを基本とし、観光客の移動ルートなど、特に良好な景観づくりが必要な道路については重点的に取り組みます。

また、道路の新設・改修などにあたっては、沿道の景観づくりに配慮します。

(4)自然・風土景観

①「青垣」と「山の辺」の景観の保全

大和平野地域における「青垣」の山々や丘陵とその緑は、風土の基盤的な要素として奈良の最も重要な景観資源であり、「青垣」の恒久的な保全を基本とします。

「青垣」の裾野に広がる「山の辺」には、奈良の景観において最も特徴ある歴史的な景観資源が極めて多く存在し、田園、里山に息づく生活の場と背景の「青垣」が一体となって奈良固有の風土を形成しており、こうした景観の保全を基本とします。里山や棚田などの農地の保全・再生を図るとともに、市街化が進行する地域にあっては、その風土との調和を図る景観づくりを進めます。

②森林・山岳景観の保全・整備

主として大和高原地域、五條・吉野地域においては、広葉樹の新緑や紅葉、人工林の深い緑などがなだらかな高原地形や雄大な山岳地形とともに表情豊かな自然景観を形成しており、森林・里山は古くから人々の暮らしを支え、産業を育むなど地域にとってかけがえのないものとなっています。特に、世界遺産である「吉野・大峯」と「参詣道」における景観は、自然と人間の信仰心が一体となって形成されたものであり、何代にもわたって引き継がれ、培われてきました。

そのため、自然林については、原則として自然の移り変わりに委ねた保全を図り、人工林については、森林所有者などによる持続的かつ適正な森林整備を可能にする仕組みづくりを進めることにより、その回復・保全を図ることを基本とします。また、森林・里山が有する水源のかん養や防災などの多面的機能の維持増進を図るとともに、植生の多様化などにより景観の回復・向上を図ります。

山岳や森林、水辺などの親しみ、ふれあうことができる豊かな自然環境や歴史文化資源、集

落が一体となった景観を保全します。

③田園景観と水辺景観の保全・整備

主として大和平野地域に広がる農地と民家群がつくり出す景観は、「日本のふるさと」としての奈良の景観を特徴づけています。遊休農地の解消などにより、奈良の風土の大切な要素である農地の保全を図るとともに、これらの景観と調和した景観づくりを基本とします。

大和高原地域においては、丘陵地に沿ってよく手入れされた茶園や水田と里山、集落が一体となった景観を保全します。

五條・吉野地域においては、吉野川に沿って続く河岸段丘の果樹園や水田と里山、集落が一体となった広がりのある景観を保全します。

地域独特の地形からおりなされる棚田については、水源のかん養など棚田の持つ多面的機能の維持増進を図るとともに、地域の活性化のための地域資源としての利活用を通じて、その良好な景観を保全します。また、地場産業などの地域独特の景観については、その魅力を保全し活かした景観づくりを進めます。

河川、ため池などの水辺空間は、「青垣」や雄大な山岳、渓谷などを見渡すことができる開放的な空間であるとともに万葉集で数多くの唄が詠まれた歴史的な背景を偲ばせる空間として、景観上重要な要素となっています。河川などの水辺空間の整備にあたっては、その歴史性や自然特性などに配慮しつつ、良好な景観の再生・創出に努めます。

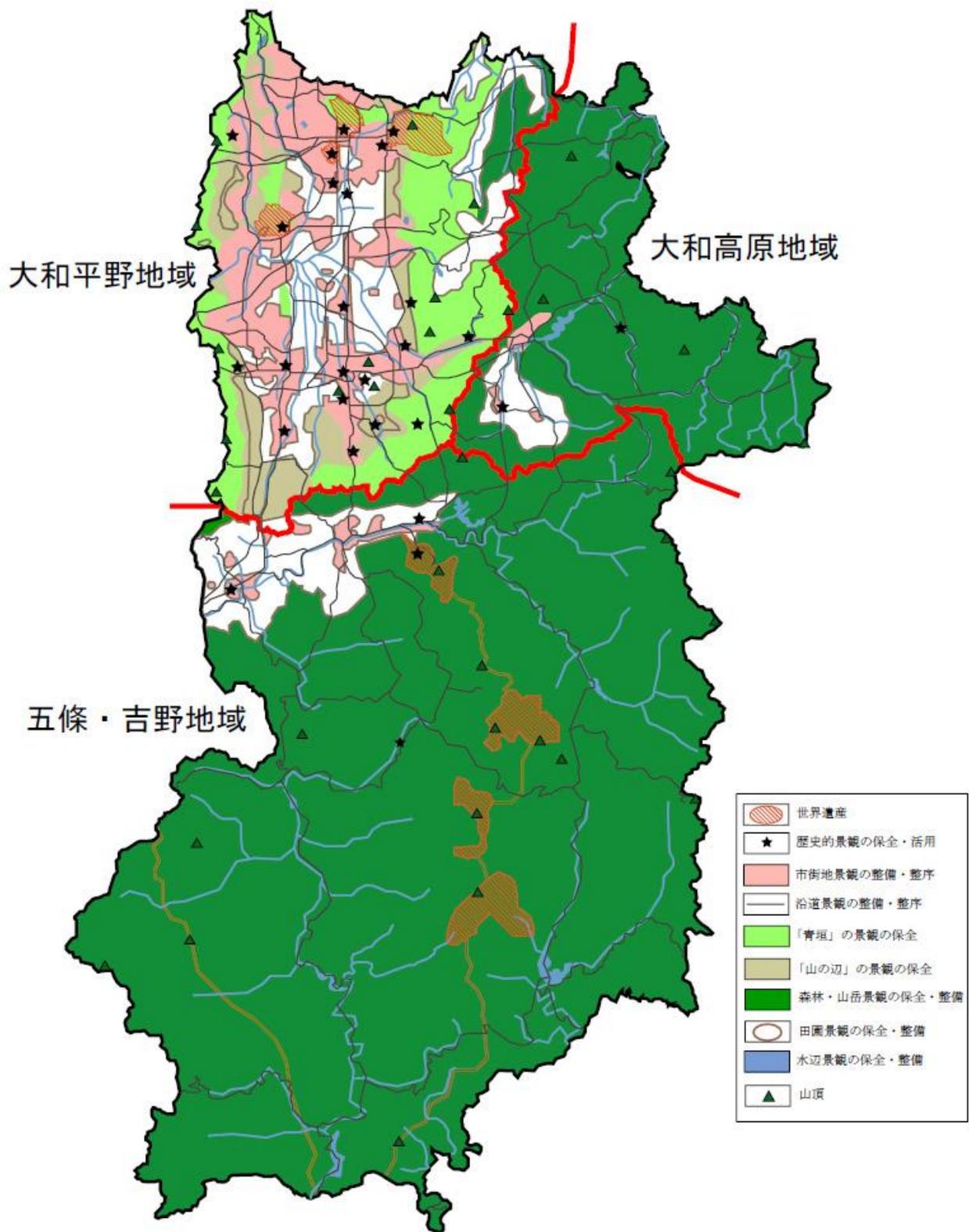


図3-1 景観づくりの基本方針図

2. 県の施策推進の基本方向

県は、良好な景観形成に向けて、先導的、広域的、長期的な視点に立って、新たに景観条例を制定し、景観法に基づく景観計画を策定するなど本県の景観づくり施策を拡充し、関係部局の横断的な取組により総合的な施策の展開を図るとともに、県民等が主体となった景観づくりが全県に広がり、つながることを支援します。さらに、自らも良好な景観づくりの先導的な役割を果たすため良好な景観づくりに貢献する公共施設の整備に取り組みます。

また、景観の状況を記録し、景観づくりの進展や社会経済情勢の変化などを勘案しつつ、常に景観施策の点検・評価を行うとともに、必要があると認めるときは、所要の措置を講じるものとします。

(1) 景観法を活用した規制誘導の導入と重点的・先導的な景観づくり

景観的な規制が従来なされていなかった地域において、景観法を活用して広域的な景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物などへの規制誘導を行います。

また、世界遺産など県を代表する歴史文化遺産が集積する地域の沿道、県への広域的な玄関口である主要なインターチェンジ周辺の沿道及び県内の交通網を形成する広域幹線道路等の沿道は、国内外からの観光・交流する人々が奈良を身近に感じる場であり、県民等の日々の生活や産業活動の主要な舞台であるため、図3-2に示す沿道について、広域的・先導的な景観づくりの観点から特に重点的に景観づくりに取り組みます。

それらの沿道については、景観法に基づく景観計画に重点景観形成区域を定め、その区域の特性や土地利用に応じた景観形成を図るとともに視点場としての性質にも配慮して、きめの細かな規制誘導を行います。

なお、それらの沿道で景観行政団体である市町村の区域についても、市町村との連携を密に図り重点的な景観づくりに取り組みます。

(2) 景観づくりのための諸制度等の活用

① 規制誘導制度の促進等

広域的な景観づくりの観点から、奈良らしさの源泉とも言える歴史的景観や自然・風土景観を引き続き守り育てるため、風致地区、歴史的風土特別保存地区、自然公園など図3-3及び図3-4に示す区域について、それら地域制緑地制度の運用を通じて、良好な景観形成に努めます。

市町村を支援し、地域に密着した身近な地区計画や建築協定などの活用による、地域の個性を活かしたまちづくりを促進するとともに、地域の玄関口となる駅前や眺望の美しい沿道など、特に周辺景観と屋外広告物との調和を図る必要のある地区においては、景観保全型広告整備地区制度の活用による地域の個性に応じた広告景観づくりを促進します。また、眺めが優れた場所からの眺望景観を保全しつつ、社会経済情勢の変化、地域の個性に対応した高度地区の指定などを促進します。

② 景観づくりに資する事業の推進

電線類の地中化や親しみのある水辺環境づくり、条里制の区画形状を活かした農地の基盤整備など奈良の歴史的風土を活かす田園景観の保全、森林環境税を利用した森林・里山林の保全など、景観づくりに資する様々な事業の実施を推進します。

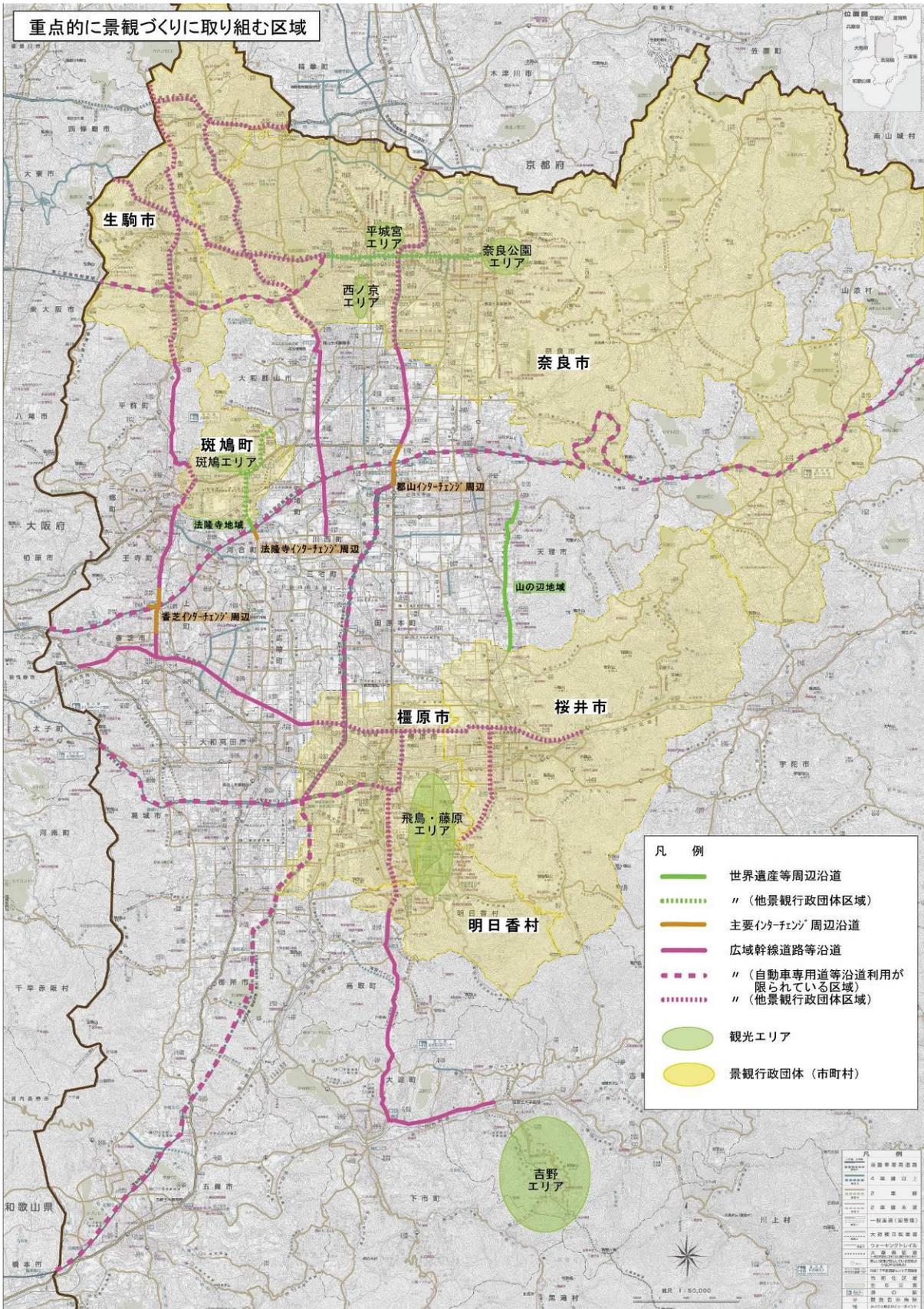


図3-2 重点的に景観づくりに取り組む区域

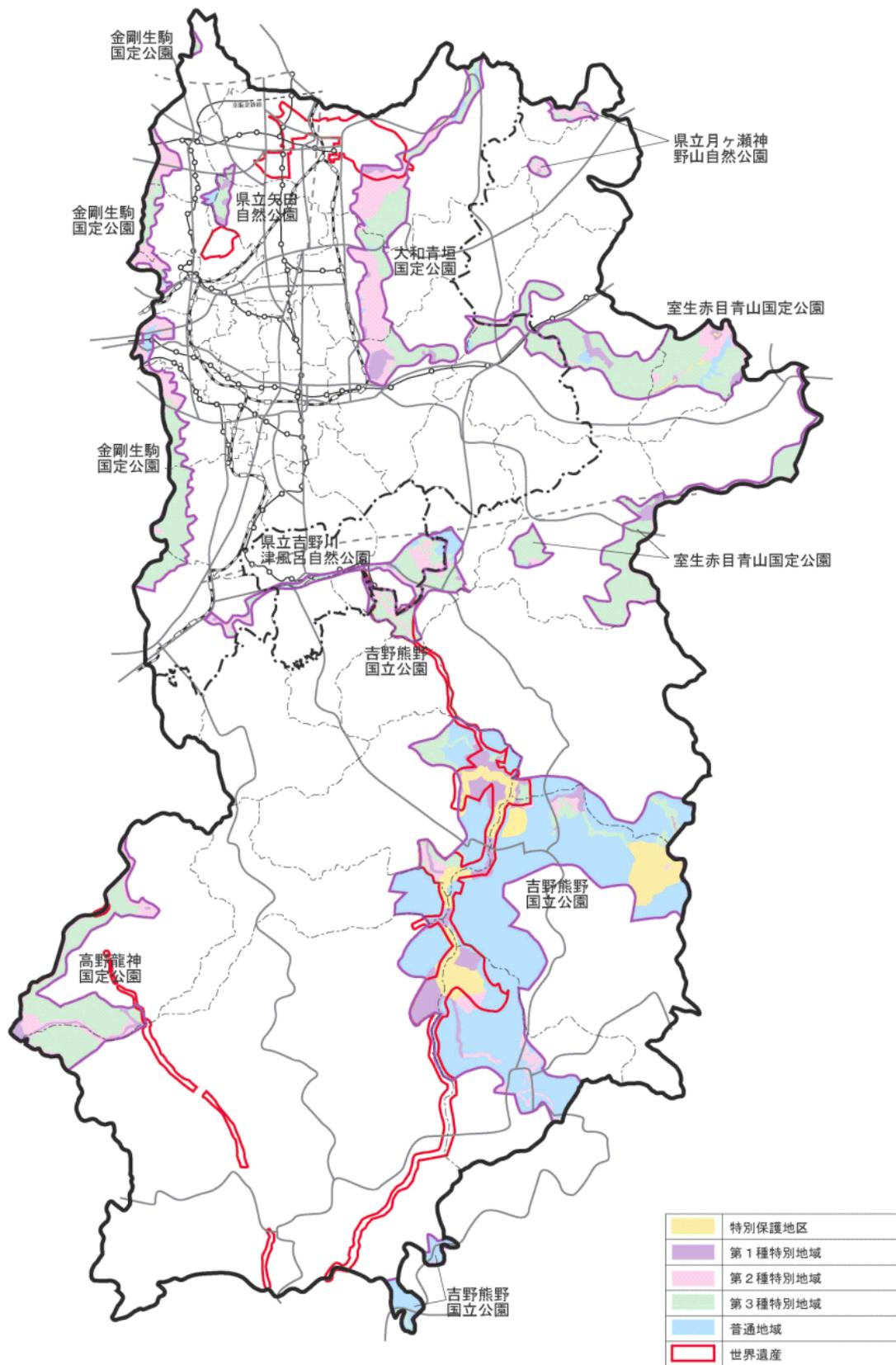


図3-3 自然公園等指定状況図

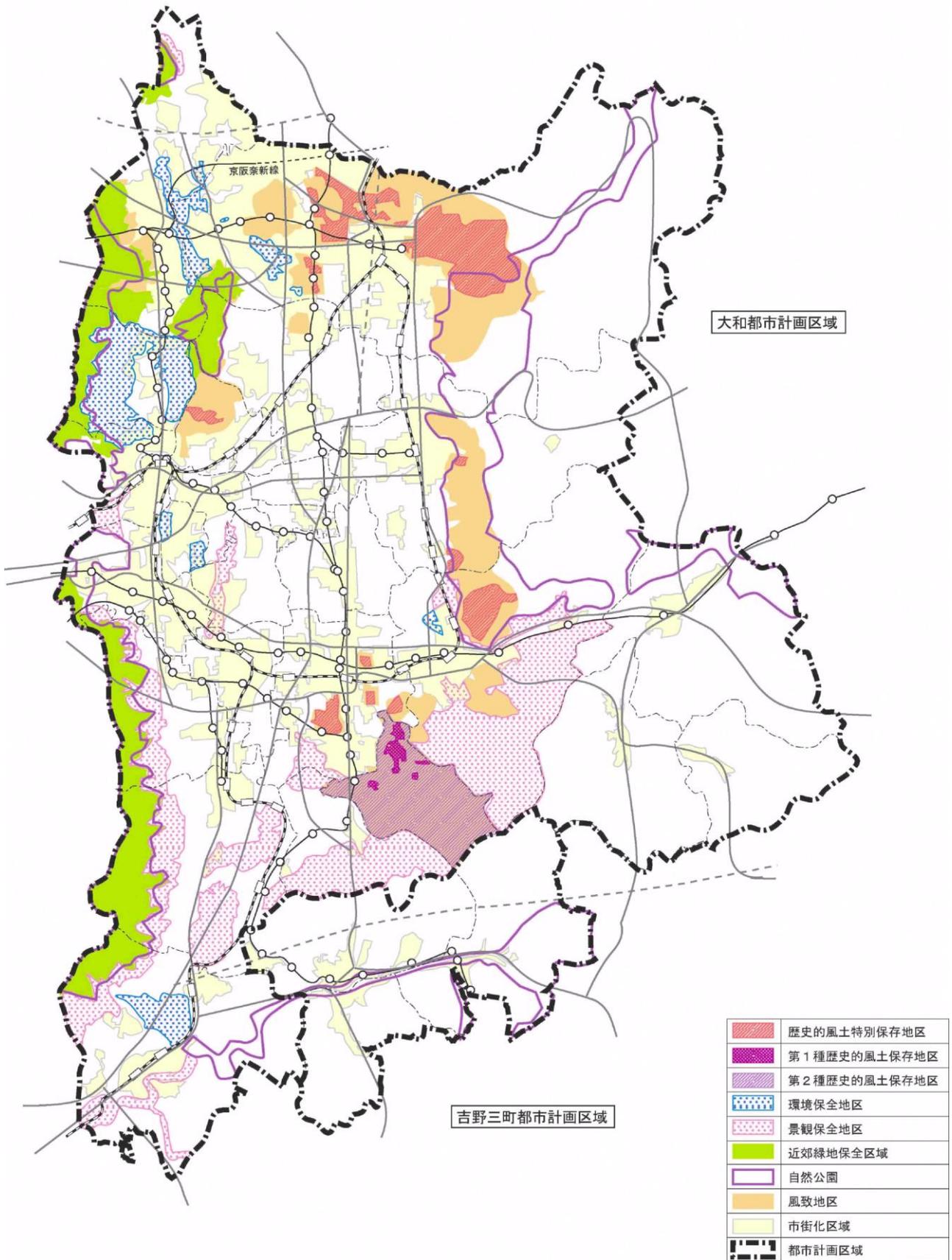


図3-4 地域制緑地等指定状況図(都市計画区域)

(3) 県民等が主体の景観づくり推進のための支援・協働

① 景観関連情報の集積・発信

各地域における景観づくりの取組状況などの景観に関する情報を集積・蓄積し、インターネットなどのメディアを活用して、市町村や県民等に提供・公開します。

また、奈良県景観資産登録制度により、優れた眺望を有する視点場や景観的な価値を有する建造物や樹木などを発掘し、景観資産として登録、公表します。

② 県民等の景観づくりへの支援・協働

県民等の主体的な取組を促進するため、県の職員が県民と意見交換を行う「県政出前トーク」、県民の要請に応じて専門家を派遣する「まちづくりアドバイザー派遣」、県民によるまちづくりの活動を支援する「なら・まちづくりコンシェルジュ」の諸制度などを活用し、景観づくりの人材育成や地域の景観づくりを支援します。

また、景観阻害要素に対する住民の自主的な取組である落書防止キャンペーンやはり紙等違反広告物簡易除却住民参加活動の普及・拡大を図るとともに、ボランティアによる定期的な道路などの維持管理活動(アダプトシステム)や地域の花づくり運動などの普及・拡大を図ります。

さらに、景観法に基づく景観協定や景観条例で定める「景観住民協定制」などにより県民等が自ら行う地域の景観の形成を促進するとともに、NPO等による景観づくりを進めるため景観整備機構の指定を積極的に行います。また、景観形成に関わりを持つ様々な立場の関係者が、良好な景観形成に関する協議・調整を行う場として、県民等や関係行政団体で組織する景観協議会制度の活用を図ります。

良好な景観づくりを進めるために、県民等が自ら行う景観づくりに対する助成などの支援制度を検討します。

③ 景観づくりネットワークの構築

県内における景観づくりの持続的拡大を図るため、NPO等が各地域における景観づくりに関わる取組に関する情報交換や景観づくりを連携・協働して進めるネットワークを構築します。

④ 市町村の取組に対する支援、景観行政団体との連携

市町村が景観行政団体となり景観計画を策定することを促進するため、景観計画策定ガイドラインの作成など技術的支援を行うとともに、県及び市町村が互いに景観施策の情報交換、連携、調整を行う場の設置を行います。

また、県土全体で調和のとれた景観形成を進めるという広域的な観点からは、県と景観行政団体となった市町村とが連携・協力を図ることが不可欠であり、両者が県土全体の景観づくりについて協議を行い、一体的に景観づくりに取り組みます。

(4) 景観づくりの意識醸成

県民や事業者の意識醸成を図るため、広報誌やインターネットなどのメディアの活用、表彰制度の実施などを積極的に進めるとともに、子どもたちを対象とした景観まちづくりに関する学習の支援や、シンポジウムの開催などにより新たな意識醸成を行います。

(5) 公共事業等による景観づくりの先導

公共事業等においては、景観づくりの基本方針を踏まえて「奈良県公共事業景観形成指針」などを定め、地域の景観づくりの先導的役割を果たします。

(6) 施策推進のための体制づくり

景観行政を担当する部署を設置し、景観に関する知識・能力を有する職員の養成に努めるとともに、関係部局の横断的な取組による総合的な施策推進のための体制を構築します。また、市町村職員を含む行政職員の景観に関する意識向上のため研修などの施策を実施します。